

空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月13日より 施行されました。



空き家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

空き家発生! //



管理不全空家

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま
放置すると倒壊等の
おそれがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

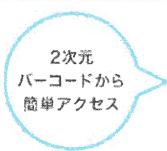
固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

 空き家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>



月形町空き家・空き地バンク制度

月形町では、町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、その情報を広く提供することによって、空き家および空き地の有効利用と定住促進による地域活性化を図る「月形町空き家・空き地バンク制度」を行っています。

平成25年度に制度を開始して以来、40件以上の登録物件が売買・賃貸借により成約となりました。現在、空き家を「買いたい」「借りたい」という要望は増えていますが、実際に紹介できる物件は不足しています。

「家が古く売れそうにない」とお考えの方でも空き家をお持ちの方はぜひ月形町空き家・空き地バンクにご登録ください。また、ご近所やお知り合いの方で空き家・空き地をお持ちの方がいましたら、月形町空き家・空き地バンクをご紹介ください。

■登録状況(令和6年1月22日現在)

空き家…1件	■昨年度実績
空き地…28件	空き家 新規登録8件 成約10件 空き地 新規登録6件 成約3件

情報登録 → **企画振興課** → **HPで情報提供**

所有者 → **空き家・空き地** → **利用希望者**

利用希望者情報提供 → **利用申込** → **空き家・空き地**

■空き家、空き地登録の流れ

- ①物件の登録申請
町職員が物件の写真を撮影、申込書類に必要な情報を調査
- ②現地調査
申込書類に詳細を記入し、企画振興課企画係へ提出
- ③物件の登録・公開
町ホームページなどで情報を公開、利用希望者を募集
- ④利用希望申込・情報提供
購入、賃借希望者が申し込み、当事者間で契約のやりとり

※月形町は空き家・空き地に関する情報提供のみ行います。売買や賃貸などの交渉や契約については、一切関与いたしません。

問合せ先 企画振興課企画係
TEL 53-2325
月形町公式ホームページ
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/5117.htm>

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「仕舞う」「活かす」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家に加えて看管不全空家も指導・勧告の対象となりました。

空き家発生! / /

看管不全空家 特定空家

市役所からの指導に従わず、騒音を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

国土交通省